

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第47条及び第48条の規定により公告する。

入札者は1から5の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

この入札は、書面による入札である。

令和2年9月7日

一般財団法人広島県環境保全公社
理事長 森 永 智 絵

1 発注内容等

(1) 工事名	令和2年度広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 受入施設等照明 LED 化その他工事
(2) 工事場所	広島市南区出島四丁目1番4号及び同所地先
(3) 工事概要	受入施設照明 LED 化 93 灯 台船 I 照明 LED 化 16 灯 搬入物目視検査用カメラ 1 式 搬入車輛判別用カメラ 1 式 受入施設内作業監視カメラ 1 式
(4) 工期（予定）	契約締結日の翌日から令和3年1月29日まで（約4か月）
(5) 予定価格	16,049,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(6) 落札者の決定方法	最低制限価格制度対象
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第14条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項14）
(9) 契約後VE	—
(10) 資格要件確認書類	開札後に提出を求める（公告3(6)及び共通事項5）
(11) 契約担当職員	理事長 森永 智絵

(注) 最低制限価格制度については、一般財団法人広島県環境保全公社ホームページに掲載の「広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業に係る最低制限価格の設定について」による。

2 入札参加資格

共通事項3(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
(1) 令和元・2年度 広島県建設工事等 入札参加資格	ア 認定が必要な業種	電気工事
	イ 格付等級	A又はB若しくは一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」に該当するC
	ウ 平均工事成績点	—
(2) 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町又は豊田郡大崎上島町に主たる営業所を有する。	
(3) 年間平均完成工事高	2(1)アに定める業種について1(5)に掲げる予定価格以上	
(4) 特定建設業許可の要否	不要	
(5) 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと	—	

技術要件		
(6) 元請施工実績		
ア 種類（及び規模）	建物に附帯する電気工事	
イ 完成検査・引渡	平成17年4月1日から令和2年9月6日までの間に完成検査を受けていること。	
(7) 配置予定技術者		
ア 専任配置の要否	不要	
イ 資格等	(4)の特定建設業許可の要否が不要の場合は、(1)アの業種について建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。	
ウ 経験	—	

(注) 1 (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。

2 (5)の資本金及び人事面における関係とは次の場合をいう。

- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
- ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。

3 (6)(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率20%以上のものに限る。

3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 設計図書の閲覧	令和2年9月7日から 令和2年9月29日までの毎日（休日を除く） 午前9時から午後4時30分まで	一般財団法人広島県環境保全公社ホームページ及び一般財団法人広島県環境保全公社出島管理事務所 （広島市南区出島四丁目1-4）
(2) 設計図書の販売	—	—
(3) 設計図書に係る質問	令和2年9月7日から 令和2年9月23日までの毎日（休日を除く） 午前9時から午後4時30分まで	(1)に同じ 書面をFAX又は持参により提出
(4) 質問に対する回答書の閲覧	令和2年9月29日までの毎日（休日を除く） 午前9時から午後4時30分まで	(1)の場所において閲覧に供する。
(5) 入札・開札	令和2年9月30日午前10時30分	書面による入札 入札場所 一般財団法人広島県環境保全公社（広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ4階）
(6) 資格要件確認書類の提出	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	書面を持参により提出 提出先 一般財団法人広島県環境保全公社出島管理事務所 （広島市南区出島四丁目1-4）

(注) ※ 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

4 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2に掲げる工事費内訳書を提出すること。

5 問合せ先

一般財団法人広島県環境保全公社出島管理事務所（広島市南区出島四丁目1-4 電話082-546-9300）